資　格

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度において林野庁（森林管理局等を含む）の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和４年10月26日

林野庁長官　織田　　央

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

⑵　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２　申請の時期

令和５年度当初からの一般競争（指名競争）入札の参加資格の付与を希望する者は、

⑴　インターネットの場合　令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和４年12月29日から令和５年１月３日までの間を除く。受付時間は９時から17時とする。）に、

①　建設工事契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　測量・建設コンサルタント等契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　郵送の場合　令和５年１月16日から令和５年１月27日（当日消印有効）までの間に申請書を郵送（書留郵便に限る。持参不可。）すること。

上記期間経過後も随時に受け付けるが、この場合、参加を希望する競争入札までに資格の付与が間に合わない可能性を考慮すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　インターネットによる申請の場合は、２の⑴の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和４年11月２日から令和４年12月28日までの間にパスワードを請求し、取得したパスワードを用いて令和４年11月２日から令和５年１月13日までの間に入手すること。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、２の⑴の②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに３の⑶の②のエからキまでに掲げる書類を添付し、令和４年12月28日（当日消印有効）までの間に別記２に掲げる送付先に郵送（書留郵便に限る。）すること。

また、郵送による申請の場合は、林野庁所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、令和４年11月２日以降、別記１に掲げる林野庁及び森林管理局（以下「森林管理局等」という。）のホームページにアクセスして入手すること。

⑵　申請書の提出先　インターネットによる申請の場合は、林野庁（本庁）及び森林技術総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格を得ようとする者は、林野庁を主たる申請局として選択し、森林管理局並びに当該森林管理局の管轄区域に所在する森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）の発注に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格を得ようとする者は、当該森林管理局を主たる申請局として選択し、送信すること。また、郵送による申請の場合は、上記の要領に従い、主たる申請局となる森林管理局等に申請書を提出すること。

なお、複数の森林管理局等の参加資格を得ようとする者は、インターネットによる申請の場合においては、希望する森林管理局等を選択の上、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。また、郵送による申請の場合は、申請書にその旨を記載した上で、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等に提出し、同じ内容の申請書を複数の森林管理局等に提出しないこと。

⑶　申請書の提出方法　インターネットによる申請の場合は、２の⑴の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３の⑴において入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信すること。ただし、次のａ及びｂの規定に該当する場合は、令和４年12月１日から令和５年１月13日（当日消印有効）までの間に、それぞれに規定する書類等を別途提出すること。

ａ　建設工事契約にあって、申請者が林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、下記①のアに掲げる申請書のうち様式１－３を、下記の提出場所に郵送すること。

ｂ　建設工事契約にあって、申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後５年未満の場合は、下記①のクの書類を下記の提出場所に郵送すること。

○　ａ及びｂに掲げる書類等の提出場所　別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、⑵により申請書の提出先となる森林管理局等

なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合は、２の⑵の郵送により申請すること。「インターネットによる申請ができない場合」については、次のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（令和５・６年度版）で確認すること。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

郵送による申請の場合は、①又は②に掲げる書類等を別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、３の⑵により申請書の提出先となる森林管理局等に提出すること（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

①　建設工事契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　営業所一覧表

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合に限る。）

エ　工事経歴書

オ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、総合評定通知書の写しのほか、当該事実を証する書類。）

カ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る。）

キ　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で、合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ケ　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書

コ　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状